

袴田事件が示す再審法の問題点

2025/5/30 弁護士 間 光洋

袴田事件が示す再審法の問題点

- 1 再審請求の手續規定がないことによる審理の長期化
- 2 証拠開示の規定の必要性
- 3 証拠の管理・保管の規定の必要性
- 4 検察官の不服申立による審理の長期化
- 5 刑と拘置の執行停止の規定の問題
- 6 再審段階の国選弁護人制度の必要性

1 再審請求の手続規定がない ことによる審理の長期化

再審無罪確定までの経過

1966（昭和41）年6月30日	被害者宅が全焼し一家4名の遺体が見つかる
1966（昭和41）年8月18日	巖さん逮捕
1966（昭和41）年9月9日	巖さん住居侵入、強盗殺人、放火で起訴
1967（昭和42）年8月31日	みそタンク内で5点の衣類が発見される
1968（昭和43）年9月11日	確定第一審判決
1976（昭和51）年5月18日	控訴棄却
1980（昭和55）年11月19日	上告棄却
1981（昭和56）年4月20日	第1次再審請求
1994（平成6）年8月8日	再審請求棄却
2004（平成16）年8月26日	即時抗告棄却
2008（平成20）年3月24日	特別抗告棄却
2008（平成20）年4月25日	第2次再審請求
2014（平成26）年3月27日	再審開始決定・死刑及び拘置の執行停止 巖さん釈放
2018（平成30）年6月11日	原決定取り消し、再審請求棄却
2020（令和2）年12月22日	原決定取り消し、差戻し
2023（令和5）年3月13日	検察官の即時抗告棄却
2023（令和5）年10月27日	第1回再審公判
2024（令和6）年5月22日	第15回再審公判（結審）
2024（令和6）年9月26日	無罪判決
2024（令和6）年10月9日	無罪確定

第1審 約2年

控訴審 約8年

上告審 約4年

第一次再審 約27年

第二次再審 約15年

再審公判 約1年7か月

再審無罪まで
約58年

第1次再審請求の経過

約27年

1981（昭和56）年4月20日	第1次再審請求
1994（平成6）年8月8日	再審請求棄却
2004（平成16）年8月26日	即時抗告棄却
2008（平成20）年3月24日	特別抗告棄却



13年4か月

10年

3年7か月

静岡地裁での審理 約13年4か月

- ・ 約13年4か月で打ち合わせ期日がわずか14回
 - ・ 第1回打ち合わせ（S59.11.17） 再審請求から約3年7か月後
 - ・ 第2回打ち合わせ（S62.2.12） 第1回から約2年3か月後
 - ・ 第3回打ち合わせ（H1.5.16） 第2回から約2年3か月後
- ←ここまでだけで約8年を費やす
- ・ 以後、3か月～7か月に1度の頻度（年2、3回）

即時抗告審 約10年（H6.8～H16.8）

- ・ 打ち合わせ期日はH6.12～H9.6の期間に5回だけ
- ・ H10～H12にかけDNA鑑定に2年4か月を要する
- ・ 弁護人の最終意見書提出（H13.8.3）から
決定（H16.8.26）まで約3年もかけている

1 再審請求の手續規定がない ことによる審理の長期化

- ・ 打ち合わせ期日が長期間入らない
- ・ 裁判所による積極的な争点や証拠の整理はない
(弁護人の主張、立証が終わるのを待つだけ)

2 証拠開示の規定の必要性

- ・ 第1次再審請求段階

検察官は証拠開示に応じなかった

→ 証拠開示が進まず弁護人の主張、立証も停滞

- ・ 第2次再審請求段階

2010年5月

検察官が任意開示に応じる

姿勢を示す/以後五月雨式に開示

2011年12月

裁判所が証拠開示を勧告

→ 最終的に約600点の証拠が開示

⇒ 審理は促進し、再審開始に結びついた

3 証拠の管理・保管の規定の必要性

第2次再審請求の即時抗告審の段階で新たに重要証拠が発見された

- ・ 2014年9月 5点の衣類のカラー写真のネガフィルム
← 2011年、検察官はネガは存在しないと回答していた
しかし、2014年5月、警察署内での記録の点検業務中に発見
- ・ 2015年1月 約47時間に及ぶ巖さんの取調べ録音テープ23巻
← 2010年、1巻だけ開示されていた
しかし、即時抗告審の段階での再度の調査の結果、警察署内で発見

⇒ いずれも無罪を根拠付ける重要証拠

4 検察官の不服申立による審理の長期化

2008（平成20）年4月25日	第2次再審請求
2014（平成26）年3月27日	静岡地裁：再審開始決定
2018（平成30）年6月11日	東京高裁：原決定取り消し 再審請求棄却決定
2020（令和2）年12月22日	最高裁：原決定取り消し 差戻し決定
2023（令和5）年3月13日	東京高裁：検察官の即時抗告 棄却決定



4年3か月



2年6か月



2年3か月

- ・ 検察官の即時抗告以降再審開始確定まで約9年
- ・ 再審無罪確定までさらに約1年7か月を要した

差戻前の即時抗告審 4 年 3 か月

- ・ 打ち合わせ期日 2 9 回
- ・ 検察官が提出した証拠 1 8 1 点
 - 多数の事件関係者の新たに作成した供述調書
 - 多数の専門家の意見書
- ・ 証人尋問 2 名

差戻後の即時抗告審 2年3か月

- ・ 打ち合わせ期日 1 2 回
- ・ 検察官が事実取調べ請求した証拠 6 0 点
（検察官が実施したみそ漬け実験に関する捜査報告書等）
- ・ 証人尋問 5 名（弁護側 3 名、検察側 2 名）

再審公判 約1年7か月

- 検察官は、即時抗告後、約9年もの期間をかけ主張・立証を尽くしたにもかかわらず、再審公判で改めて有罪立証を行った。
- その結果、判決まで約1年7か月もの期間を要した（公判は2023年10月～2024年5月に15回開かれた）。
- 差戻後の即時抗告審と同一争点で再度5名の専門家の証人尋問が実施された。

4 検察官の不服申立による審理の長期化

- ・ 検察官の不服申立が許されていることにより、再審請求審で長期間審理し判断された内容が再審公判で蒸し返され、巖さん、ひで子さんは**実質的に2度の裁判を強いられた。**
- ・ 検察官の即時抗告がなければ、2014年の再審開始決定後、直ちに再審公判の手続となり、判決まで10年以上も要することはなかった。

5 刑と拘置の執行停止の規定の問題

- ・ 刑訴法448条2項

「再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる」 ←任意規定かつ拘置の執行停止は規定なし

- ・ 静岡地裁再審開始決定←拘置の執行停止も認めた
(理由)

- ①再審の審判で無罪になる相当程度の蓋然性
- ②極めて長期間死刑の恐怖の下での身体拘束
- ③5点の衣類が捜査機関によってねつ造された疑い等の捜査機関の違法、不当な捜査の存在

⇒拘置を続けるのは耐え難いほど正義に反する

5 刑と拘置の執行停止の規定の問題

- 逮捕から **4 7 年 7 か月** を経て釈放
- 無罪確定までさらに約10年を要した

釈放の約 1 0 か月後、巖さんは重い胆嚢炎と心臓のカテーテル手術が必要な状況
→ 拘置が続いていたら巖さんは命を失っていたかもしれない

6 国選弁護士制度の必要性

- ・ 再審開始には弁護人の存在が不可欠
- ・ 弁護士団長西嶋勝彦弁護士 34年
事務局長小川秀世弁護士 40年
→ 長期間、手弁当の弁護活動
引き受け手を見つけることは極めて困難
⇒ 弁護の引き受け手が見つからないために
再審請求ができないという事態はあって
はならない／特に死刑事件では深刻な問題

袴田事件の概要と再審手続に関する問題点

事件の概要	裁判の経過	主な新証拠の内容	再審手続に関する問題点
【罪名等】 罪 名：住居侵入、強盗殺人、放火 宣告刑：死刑 【事件の概要】 1966年6月30日未明、静岡県清水市のみそ製造・販売会社の専務宅が火災で全焼し、その焼け跡から専務を含む一家4名の遺体が発見され、強盗殺人、放火事件として捜査された。 同年8月、同社の従業員である袴田巖さん（当時30歳）が逮捕された。袴田さんは、容疑を否認していたが、警察は、連日にわたり、1日平均12時間以上、最長で約17時間もの取調べを続けた。警察は、取調室に便器を持ち込み、そこで袴田さんに排尿させることまで行っている。このような拷問にも等しい取調べの末、袴田さんは犯行を自白し、その後、起訴された。 起訴から1年近く経った1967年8月になって、工場内のみそタンクの中から大量の血痕が付着した衣類（いわゆる「5点の衣類」）が発見された。すると、検察官は、当初の主張を変更し、「5点の衣類」こそが犯行着衣であって、袴田さんがこれを犯行後に隠したと主張した。裁判所もこの主張を認めて、袴田さんに死刑判決を言い渡し、控訴、上告も棄却され、死刑判決が確定した。 その直後に行われた第1次再審請求は、27年もの時間を費やし、再審請求が退けられた。第2次再審請求では、新たな証拠の開示もあって、2014年3月、静岡地裁は再審開始と死刑及び拘置の執行停止を決定し、袴田さん（当時78歳）は47年7か月ぶりに釈放された。しかし、検察官の不服申立てを受けて再審開始決定が取り消されたため、再審請求の審理が長期化し、2023年3月によりやく再審開始が確定した。 その後、再審公判が行われ、2024年9月、静岡地裁は、「5点の衣類」を含め、捜査機関による証拠のねつ造が3つあると認めて、袴田さん（当時88歳）に無罪判決を言い渡した。	1966年 6月 事件発生 1966年 8月 袴田さん逮捕 1966年 9月 起訴 1967年 8月 「5点の衣類」が発見される。 1968年 9月 第一審判決（静岡地裁、死刑） 1976年 5月 控訴審判決（東京高裁、控訴棄却） 1980年11月 上告審判決（最高裁、上告棄却） 1981年 4月 第1次再審請求 1994年 8月 請求審決定（静岡地裁、請求棄却） 2004年 8月 即時抗告審決定（東京高裁、即時抗告棄却） 2008年 3月 特別抗告審決定（最高裁、特別抗告棄却） 2008年 4月 第2次再審請求 2010年12月 「5点の衣類」のカラー写真など確定審で提出されていなかった重要な証拠が開示 2014年 3月 請求審決定（静岡地裁、再審開始及び死刑・拘置の執行停止） → 検察官、即時抗告 2018年 6月 差戻前即時抗告審決定（東京高裁、原決定取消・再審請求棄却） 2020年12月 特別抗告審決定（最高裁、原決定取消・差戻） 2023年 3月 差戻後即時抗告審決定（東京高裁、検察官の即時抗告棄却） 2023年10月 第1回再審公判（静岡地裁） 2024年 9月 再審第一審判決（静岡地裁、無罪）	1 みそ漬け実験報告書 「5点の衣類」が1年以上もみそに漬かっていたものではないことや、短時間で「5点の衣類」に似た外観の衣類を作成することが可能であること。 2 「5点の衣類」の発見時のカラー写真及びネガ（開示証拠） 「5点の衣類」に付着した血痕に赤みが残っていたこと 3 「5点の衣類」のズボンを販売した会社の役員の供述調書（開示証拠） 「5点の衣類」のズボンのタグに印字されていた「B」との記載がズボンのサイズを示すもの（確定控訴審判決は、そのように判断した。）ではなく、ズボンの生地の色を示すものであること 4 袴田さんの供述調書（確定審で開示されていなかったもの）及び取調べ状況を記録した録音テープ（開示証拠） 袴田さんに対する取調べ状況が非人道的なものであり、自白の内容も信用できないこと	1 期日指定等の手続規定が整備されていないため、裁判所の審理が停滞していたこと 第1次再審請求は、再審請求から特別抗告の棄却まで27年もの時間を要している。定期的に期日を開いて打合せを行っていれば、自ずと審理は進んでいくはずであるが、今の法律には、再審請求が行われても、どのように審理を進めていくかの規定がないため、審理がなされないまま放置されるという事態が起こり得る。 2 なかなか証拠開示が行われなかったこと 袴田事件では、再審段階で約600点もの証拠が開示されたが、証拠開示が行われたのは第2次再審請求の段階であって、それも一度に開示されたわけではなく、弁護団からの度重なる請求を受けて、何回にも分けて開示された。また、第1次再審請求では、全く証拠開示が行われなかった。 3 証拠の保存・管理が適正に行われていないこと 第2次再審請求の即時抗告審では、「5点の衣類」の発見時の写真のネガと、袴田さんの取調べ状況を記録した録音テープが開示されたが、請求審の段階では、検察官は「不見当」と回答していた。 4 再審開始決定に対する検察官の不服申立てによって手続が長期化したこと 再審開始決定に対して検察官が即時抗告を行ったことにより、再審公判が開始されるまで9年以上もの時間を要することとなり、手続が長期化した。 5 拘置の執行停止に関する規定が整備されていないこと 第2次再審請求の請求審では、再審開始決定と併せて、死刑及び拘置の執行停止が決定されたが、拘置の執行停止については明文の規定が存在しない。